

令和4年5月26日
高齡福祉部介護保険課

高額介護サービス費等の算定誤りに対する対応結果について

1 主旨

令和3年11月11日及び12月20日に本委員会に報告したとおり、高額介護サービス費等の算定について公費対象本人負担額がある利用者の利用者負担額の算出方法に誤りがあり、高額介護サービス費等を過少支給していた。

このことについて、これまでの間の対応結果及び再発防止策を報告する。

2 高額介護サービス費等の算定誤りに対する対応結果

(1) 追加支給対象（令和4年5月20日時点）

令和元年10月利用分から令和3年7月利用分 延べ2,008世帯（延べ2,468人）
3,680,012円（支給済額3,519,660円）

(2) 対応経過

①令和3年10月～令和4年3月

- ・追加支給対象分及びこの間に新たに支給する分について、手計算し支給した。
- ・その間、令和4年3月支給分について、誤った金額を通知した事例（25人分）が発生したが、速やかに訂正し、4月に正しい金額を支給した。

②令和4年3月末

システム改修が完了し、正しい計算方法で計算されることを確認した。

③令和4年4月以降

改修後のシステムで計算した高額介護サービス費等の支給を開始した。

3 他事業への影響結果

(1) 高額医療合算介護サービス費等及び高額介護合算療養費

①追加支給対象（ア、イともに平成30年8月利用分から令和2年7月利用分）

ア 後期高齢者医療の被保険者（令和4年5月20日時点）

高額医療合算介護サービス費等	高額介護合算療養費
延べ90世帯（延べ115人）	延べ90世帯（延べ128人）
493,137円（支給済額478,521円）	343,676円（支給済額311,571円）

イ 国民健康保険の被保険者（令和4年5月20日時点）

高額医療合算介護サービス費等	高額介護合算療養費
延べ6世帯（延べ6人）	延べ8世帯（延べ8人）
67,436円（支給済額67,436円）	43,114円（支給済額43,114円）

②対応経過

ア 後期高齢者医療の被保険者

対象者に対し、令和4年1月から5月までの間にお詫びと追加支給を行った。
令和2年8月利用分以降については、改修後のシステムで計算したデータを基に適正に支給を開始した。

イ 国民健康保険の被保険者

対象者に対し、令和4年2月から3月までの間にお詫びと追加支給を行った。
令和2年8月利用分以降については、改修後のシステムで計算したデータを基に適正に支給を開始した。

(2) 高額障害福祉サービス費等給付費

①追加支給対象

平成28年8月利用分から令和3年4月利用分 延べ79世帯（延べ79人）
72,970円（支給済額72,970円）

②対応経過

ア 対象者（11人）に対し、令和4年1月21日付で通知の発送を行った。

そのうち10人（56,593円）は、翌月（2月）に返送があり、同月に支給を行った。

残りの1人（16,377円）も3月に返送があり、同月に支給を行った。

イ 令和4年4月支給分以降については、改修後のシステムで介護保険課が計算したデータを基に支給を開始した。

4 再発防止策

- (1) 高額介護サービス費と算定方法が類似する特定入所者介護サービス費等についてシステムでの計算と法に基づく正しい計算との結果を照合し、間違いがないことを確認した。
- (2) 被保険者に対する保険給付のうち、支給期間の途中で世帯構成が変更となった場合など、通常と異なる事情がある場合を抽出してシステムでの計算が正しく行われていることを確認した。
- (3) システム改修に当たっては、ベンダーの担当者と十分な協議を重ね、本件の算定誤りが正しく修正されていること及びその他の保険給付の計算に不測の影響が生じていないことを確認した。
- (4) 今後は、再度このような誤りを起こさないように基本に立ち返り、システム開発においては法令とシステムとの照合を複数の職員で行うことを徹底し、法改正などによりシステムを改修する際には、必要な変更点の分析と既存システムへの影響の確認を徹底していく。